

# やすらぎ福祉センター大規模改修工事入札参加資格審査申請要領

## <資格要件>

宍粟市内に営業の本拠又は支店(所)がある者で、次の(1)～(3)に定める者

- (1) 建築工事業を営み「特定建設業許可」を有していること。
- (2) 申請日より過去2年以内に公共工事及び公共工事に準ずる工事の施工実績のある者。  
(共同企業体等での施工を含む。元請又は下請は問わない。)
- (3) 社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会の会員(一般会員・賛助会員)である者。  
【法人又は個人(法人の場合は代表者)は問わない。本申請書提出期限までの入会可】

1. 申請期間 令和3年4月15日(木)から 令和3年4月28日(水)まで ※土日祝日を除く  
窓口での受付時間 ・午前の受付 9時00分～11時30分  
・午後の受付 1時30分～4時30分  
郵送の場合は、4月28日までの消印を有効とする。
2. 提出先 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会  
〒671-4137  
兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地
3. 提出書類 ・工事入札参加資格審査申請書  
・工事経歴書(任意の様式可)  
申請日より過去2年以内に公共工事及び公共工事に準ずる工事の施工実績を記入すること。  
(共同企業体等での施工を含む。元請又は下請は問わない。)  
・建築工事業を営むための法令上の許可(登録)証明書等の写し  
許可(登録)等に有効期限があるものは、申請日現在に有効であるもの。  
・特定建設業の許可(登録)証明書等の写し  
許可(登録)等に有効期限があるものは、申請日現在に有効であるもの。
4. 提出部数 1部
5. 提出方法 郵送 又は 持参
6. 問合せ先 社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会 (TEL:72-8787)
7. その他 (1) 申請資格要件に該当しないと判明した場合又は虚偽の事項を記載した場合、並びに入札参加資格審査申請書の誓約に反した場合は、参加資格を取り消す等の措置を行うことがあります。  
(2) 契約にあたっては、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を提出していただきます。